

朝倉市立小中学校図書館システム更新業務提案書選定基準

1 趣旨

この基準は、朝倉市立小中学校図書館システム更新業務に関する提案のうち、契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 選定方法

プロポーザル審査においては、参加資格を有する者の中から、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、応募者が4者以上の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、「4 総合評価（プレゼンテーション）」を除く項目による審査により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果については、全ての提案者に対して、電子メールによりプレゼンテーションの対象可否について通知する。

3 選定基準

ア 評価項目

別紙「朝倉市立小中学校図書館システム更新業務に関する企画提案評価表」のとおり

イ 評価点算出の考え方

- ・審査委員が評価項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出する。
- ・参加者が1者の場合であっても、評価項目ごとに、当該提案に対し相当と認める点数を付することとする。
- ・評価項目1、2については、仕様書を網羅した提案であることを前提とし、項目ごとに評価を行う。

ウ 選定

- ・各委員の評価点の合計の平均点が、提案者の中で最高点数を獲得した者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。
- ・最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。
- ・参加者が1者の場合、各選定委員の合計点の平均が6割未満の場合は失格とする。
- ・選定委員会は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

エ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。